

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称及び代表者名                            | 事業者の所在地                  | 営業所の名称 | 営業所の所在地                        | 行政処分等の内容        | 主な違反の条項      | 違反行為の概要  | 事業者<br>点数 | 営業所<br>点数 |
|-----------|---|--------------------------|--------|--------------------------------|-----------------|--------------|--|-----------|-----------|
| 令和8年2月2日  | 姫路タクシー株式会社(法人番号7140001060980)代表者 森田 玲子      | 兵庫県姫路市市之郷809番地1号         | 本社営業所  | 兵庫県姫路市市之郷809番地1                | 輸送施設の使用停止(30日車) | 道路運送法第27条第3項 | 令和7年5月22日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反【未遵守】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施義務違反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第2項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(5)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【大部分不適切】(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【一部記録なし】(運輸規則第38条第1項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(運輸規則第46条) | 3         | 3         |
| 令和8年2月12日 | ファイブスタータクシー株式会社(法人番号6140001066244)代表者 金子 健作 | 兵庫県明石市魚住町清水2275番地の7      | 明石営業所  | 兵庫県明石市魚住町吉2丁目10                | 文書警告            | 道路運送法第27条第3項 | 令和7年10月7日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反【未遵守】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、(3)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【一部記録なし】(運輸規則第38条第1項)  | 0         | 0         |
| 令和8年2月13日 | 梅田タクシー株式会社(法人番号9122001000719)代表者 古知 愛一郎     | 大阪府東大阪市菱江2丁目12番9号        | 本社営業所  | 大阪府東大阪市菱江2丁目12番9号              | 文書警告            | 道路運送法第27条第3項 | 令和7年10月14日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が確認された。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)  | 0         | 0         |
| 令和8年2月13日 | 株式会社SKK(法人番号5020001111558)代表者 新城 智祥         | 東京都大田区上池台4-2-6レイクヒル長原102 | 大阪営業所  | 大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町1丁目5-17シャトー旭ヶ丘402号 | 文書警告            | 道路運送法第27条第3項 | 令和7年11月4日及び同年11月12日、区域拡大を端緒として監査を実施。5件の違反が確認された。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(4)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【作成なし】(運輸規則第37条第1項)、(5)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)   | 3         | 0         |

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称及び代表者名                              | 事業者の所在地               | 営業所の名称 | 営業所の所在地               | 行政処分等の内容        | 主な違反の条項                  | 違反行為の概要   | 事業者<br>点数 | 営業所<br>点数 |
|-----------|---|-----------------------|--------|-----------------------|-----------------|--------------------------|---|-----------|-----------|
| 令和8年2月16日 | ピュアライフ株式会社(法人番号7122001034537)代表者 陶 芮          | 大阪府大阪市生野区巽中3-3-20     | 本社営業所  | 大阪府大阪市生野区巽中3-3-20     | 輸送施設の使用停止(20日車) | 道路運送法(以下「法」)第20条、第27条第3項 | 令和7年6月19日、同年6月25日、同年7月22日及び同年8月18日、新規許可を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法第20条)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)   | 2         | 2         |
| 令和8年2月17日 | 株式会社オーピーシー(法人番号2122001009626)代表者 中原 謙一        | 大阪府東大阪市鴻池本町10-16      | 鴻池営業所  | 大阪府東大阪市鴻池本町10-16      | 文書警告            | 道路運送法第27条第3項             | 令和7年9月8日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ適切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)   | 5         | 0         |
| 令和8年2月18日 | 株式会社Yamato travel(法人番号6120001251376)代表者 福澤 東明 | 大阪府大阪市阿倍野区文の里一丁目8番17号 | 本社営業所  | 大阪府大阪市阿倍野区文の里一丁目8番17号 | 輸送施設の使用停止(20日車) | 道路運送法第27条第3項             | 令和7年8月12日及び同年9月8日、新規許可を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(運輸規則第24条第5項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(5)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)点検整備関係義務違反【12月点検整備の未実施(道路運送車両法(以下「車両法」)第48条)】(運輸規則第45条)、(7)点検整備関係義務違反【記録の保存(車両法第49条)】(運輸規則第45条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項) | 2         | 2         |
| 令和8年2月20日 | 真和交通 株式会社(法人番号7120001012595)代表者 小池 史朗         | 大阪府大阪市東成区東今里3丁目12番22号 | 本社営業所  | 大阪府大阪市東成区東今里3丁目12番22号 | 文書警告            | 道路運送法第27条第3項             | 公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)  | 0         | 0         |
| 令和8年2月20日 | 朝日自動車第三株式会社(法人番号1120001247437)代表者 金子 健作       | 大阪府大阪市住之江区新北島八丁目2番70号 | 本社営業所  | 大阪府東大阪市菱江2丁目4番37号     | 文書警告            | 道路運送法第27条第3項             | 公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「運転者に対する指導監督告示」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)  | 0         | 0         |
| 令和8年2月24日 | 高井田交通株式会社(法人番号7122001004515)代表者 石原 都茂子        | 大阪府東大阪市高井田本通5丁目1番26号  | 本社営業所  | 大阪府東大阪市高井田本通5丁目1番26号  | 輸送施設の使用停止(80日車) | 道路運送法(以下「法」)第13条         | 令和7年11月5日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(法第13条)  | 17        | 8         |